

第12号議案

蒲郡市西浦駅待合所の設置及び管理に関する条例の制定について

蒲郡市西浦駅待合所の設置及び管理に関する条例を、次のように制定するものとする。

令和6年2月27日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市西浦駅待合所の設置及び管理に関する条例

別紙のとおり

提案理由

蒲郡市西浦駅待合所を開設するため提案する。

蒲郡市西浦駅待合所の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、蒲郡市西浦駅待合所（以下「待合所」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 西浦駅を利用する者の利便を図るとともに、観光及び地域情報の発信の場として、待合所を蒲郡市西浦町馬々48番地1に設置する。

(禁止行為)

第3条 待合所においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すこと。
- (2) 待合所又は附属設備を損傷し、又は滅失すること。
- (3) 待合所の機能を阻害すること。
- (4) 市長の許可を受けることなく、物品等を展示し、販売し、又は広告の掲示等これに類する行為をすること。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、待合所の管理上支障がある行為をすること。

(損害賠償)

第4条 利用者は、故意又は過失により待合所又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、待合所の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第6条 第3条の規定に違反した者に対しては、5万円以下の過料を科することができる。

附 則

この条例は、令和6年3月23日から施行する。